

合意書

総務省（以下「甲」という。）及び〇〇県（市）（以下「乙」という。）は、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る責務を有するところ、災害対策移動通信機器は、その目的を果たすため、甲が乙に貸与するものである。

本災害対策移動通信機器のうち、簡易無線機については、甲が電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に基づく無線局の登録を、MCA 無線機及び公共ブロードバンド移動通信システムについては、甲が同法に基づく無線局の免許を受けているものである。

無線局であるこれらの機器（以下「無線局」という。）の貸与にあたり、甲と乙は以下のとおり合意する。

- 1 乙は、無線局を運用するにあたり、電波法及びこれに基づく命令に定めるところに従い、運用する。
- 2 乙は、公共ブロードバンド移動通信システムを使用する場合、第三級陸上特殊無線技士以上の資格を有する職員等（以下「無線従事者」という。）に操作させる。
- 3 乙は、甲から無線局の運用状況について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- 4 乙は、甲から無線局の運用停止、その他必要な措置を講じるよう命ぜられた場合は、これに応じる。
- 5 乙は、甲から無線局の適正な運用の確保について指導が行われた場合は、これに応じる。
- 6 乙は、公共ブロードバンド移動通信システムの操作のため配置する無線従事者を事前に甲に報告し、了承を得た上で、当該無線従事者を配置する。
- 7 甲は、乙が 1～6 の事項について合意していることを前提として、乙に対し無線局を運用させる。

年 月 日

甲 総務省 総合通信基盤局 電波部
基幹・衛星移動通信課 重要無線室長
氏 名

乙 〇〇県（市）〇〇〇〇
代表者名